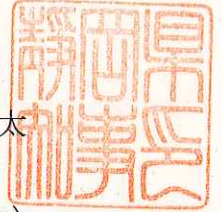


環 生 第 33 号
平成 30 年 4 月 19 日

フジ物産株式会社
代表取締役 山崎 伊佐子 様

静岡県知事 川勝 平太



「(仮称) 福田風力発電事業」に係る第 2 種事業の判定について (通知)

平成 30 年 2 月 19 日付けで届出のあったこのことについて、静岡県環境影響評価条例第 8 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり判定します。

記

1 判定結果

静岡県環境影響評価条例の規定による環境影響評価その他の手続を要しない。

2 判定理由

静岡県環境影響評価条例施行規則第 6 条に基づき、静岡県環境影響評価技術指針に定める判定基準により判定した結果、いずれの要件にも該当しないため。

3 留意事項

著しい環境影響は想定されないものの、施設の周辺では騒音や影により苦情が発生している事例が多数あるため、事業計画時から、地域住民を含めた本事業計画地周辺の関係者と適切なコミュニケーションを図り、関係者に十分配慮して事業を実施するように努めること。

また、施設設置に係る磐田市景観条例に基づく届出において、市長から指導又は助言があった場合は、適切に対応すること。

なお、判定に当たり、磐田市長から県に意見があったため、別紙のとおり添付する。

担 当 ぐらし・環境部 環境局
生活環境課 環境影響評価班
電話番号 054-221-2255
FAX 番号 054-221-3665
E-mail seikan@pref.shizuoka.lg.jp

(写)

磐環環第 1940 号
平成 30 年 3 月 19 日

静岡県知事 川勝 平太 様

磐田市長 渡部 修



「(仮称) 福田風力発電事業に係る第 2 種事業届出書」に関する意見について (回答)

平成 30 年 2 月 27 日付け環生第 349 号にて照会のあった「(仮称) 福田風力発電事業に係る第 2 種事業届出書」に関する意見照会について、下記のとおり回答します。

記

- 1 本事業計画地周辺には事業所、火葬場及びグラウンドがあるため、これらへの影響が懸念されます。また、御前崎遠州灘県立自然公園に近接しており、自然環境及び動植物への影響も懸念されます。
については、環境影響評価を実施すること。
- 2 本事業を実施しようとする者は、「磐田市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づき「実施計画承認申請書」を市長に提出すること。
- 3 本事業実施想定区域には「磐田市産業立地促進事業費補助金」の対象用地が含まれています。本事業への利用は目的外利用になるため事前に協議すること。

以上

